

研究発表会発表要旨

二〇二三年七月八日(土)  
於 早稲田大学戸山キャンパス・三六号館三八二教室

「自然物に関する義務」再考

——カント義務論に見る環境倫理の可能性——

中村 涼

イマヌエル・カント (1724-1804) の倫理学いわゆる義務論は、植物や動物といった人間以外の自然的生命（以下、「自然物」と表記）に対する十分な道徳的配慮に対応できない、というのが現在一般的な見解とされている。この見解は、カントが自然物「に関する (in Ansehung)」間接的な義務を認めるものの、道徳的行為者が自然物に「対して (gegen)」直接的な義務を負うことは否定していることに起因する。自然物に関する義務をめぐるカントの説明の伝統的解釈によれば、人が自然物がある方法で扱うこと（例えば、むやみに破壊すること）を控えるべき理由は、それによって人間に対する義務違反の可能性を減らすことにしかないのである。

このような問題状況を踏まえ、本発表は「自然物に関する義務」概念を再解釈することで、カントの立場は自然物の扱いについて、従来の解釈が認めるよりも強い道徳的強要を伴うこと

を論証することを目的とした。このために、第一に「自然物に関する義務」の従来の理解がもつ問題について確認した。第二に、自然物をむやみに破壊することは理性的存在としての自己の尊厳に反するという意味で、自己自身に対する完全義務に違反することを論じた。続いて第三に、同様の行為が、行為主体が道徳的完全性へ向かう道を阻害するという意味で、自己自身に対する不完全義務に違反することを論じた。

これらの考察を通じて、自然物をむやみに破壊しない行為は、従来の解釈が主張してきたように人間に対する義務違反を誘発しないための予防的な義務ではなく、その行為自体が義務であるということが明らかになった。自然物のむやみな破壊を禁止する義務は、私たちの人間性の尊厳や、道徳的であろうとする心構えに関わるという意味で、カント義務論にとつて根本的な道徳的問題なのである。加えて、カント義務論は人間が自然物に対して全能であり、好き勝手に振る舞つてよいという意味での人間中心主義ではないことも明らかになった。むしろカントの義務概念は、人間という特権的地位においては自然物を好き勝手に破壊してもよいと誤認する人間を、尊厳に値しない者として、あるいは人間として行うべき努力の方向を見失った者として糾弾するものなのである。このような解釈は、従来の解釈と比較すると、環境倫理に対するカント的アプローチをはるかに有望なものとするはずである。